

子育て（妊娠期から教育期）への支援

	制度等の名称	内 容	対 象 等	問い合わせ先	二次元コード
妊 娠 期	◎ 出産応援ギフト支給 (出産・子育て応援事業)	妊婦一人あたり50,000円 (佐野市に住民登録されている方)	妊婦 ※妊娠届出時に面談、アンケートに回答していただきます	こども家庭センター 85-7317	
	◎ 妊産婦医療費助成	妊産婦の方が医療機関にかかった場合、保険診療の一部負担金を市が助成 (母子手帳が交付された月の初日または転入日から出産した翌月末まで)	佐野市に住民登録のある妊産婦で、健康保険に加入している方	こども課 こども支援係 20-3023	
	産前産後国民年金保険料免除制度	出産前後の一定期間の国民年金保険料の納付を免除	国民年金第1号被保険者	医療保険課 年金係 20-3019	
	産前産後国民健康保険税減額制度	出産前後の一定期間の国民健康保険税(所得割および均等割)を減額	国民健康保険に加入している被保険者で、妊娠85日以降に出産予定または出産した方	市民税課 税政係 20-3007	
	◎ 妊産婦健康診査受診票の交付	妊産婦健康診査費用の一部を公費で負担 ・妊婦健康診査14回分(多胎は18回分) ・産婦健康診査2回分(産後2週間・1か月)	佐野市に住民登録されている方で、妊娠届出をされた方	こども家庭センター 85-7317	
◎ 新生児聴覚検査・1か月児健康診査受診票の交付	新生児聴覚検査・1か月児健康診査費用の一部を公費で負担(母子健康手帳交付時に、妊産婦健康診査受診票と合わせて受診票交付)	佐野市に住民登録されている方で、妊娠届出をされた方	こども家庭センター 85-7317		
出 産 期	◎ 児童手当 ※令和6年10月～制度改正	第1子及び第2子 0歳～3歳未満 月額 15,000円 3歳～18歳年度末 // 10,000円 第3子以降 // 30,000円	18歳に達して最初の3月31日までの児童を主に養育している方で、佐野市に住民登録のある方	こども課 こども支援係 20-3023	
	◎ こども医療費助成	お子さんが、病気やケガで医療機関にかかった場合、保険診療の一部負担金を市が助成する制度 (お子さんの誕生日または転入日から18歳に達して最初の3月31日まで)	佐野市に住民登録のある子どもを養育している保護者	こども課 こども支援係 20-3023	
	◎ 子宝祝金	次代を担う子の出産を奨励し、豊かで活力あるまちづくりを推進するため、出産に対し支給 第1子及び第2子 30,000円 第3子以降の子 50,000円	・支給対象児童の出産を行った者、またはその配偶者 ・支給対象児童を監護養育している ・出産の日の6か月以上前から佐野市に住所を有している ・子宝祝金申請時に佐野市に住所を有している ・支給対象児童と法律上の親子関係を有している	こども課 こども支援係 20-3023	
	◎ 子育て応援ギフト支給 (出産・子育て応援事業)	新生児一人あたり50,000円 (佐野市に住所登録されている方)	養育者 ※乳児家庭全戸訪問(赤ちゃん訪問)時に面談、アンケートに回答していただきます	こども家庭センター 85-7317	
	母子栄養食品支給	妊産婦及び栄養強化の必要な乳児に、栄養食品(牛乳、粉ミルク)を支給	佐野市で定めた所得基準額を超えない世帯の妊産婦及び栄養強化の必要な乳児	こども家庭センター 85-7317	
	出産育児一時金	国民健康保険に加入している被保険者が出産した時、出産育児一時金48万8,000円(産科医療補償制度利用の方は50万円)を支給	佐野市の国民健康保険に加入している方	医療保険課 国保係 20-3024	
	養育医療費給付	赤ちゃんの出生時の体重が2,000グラム以下、または身体機能が未熟なまま生まれ、指定医療機関の医師が入院の必要を認めた場合、養育に必要な医療を給付	佐野市に住所を有し、出生児体重が2,000グラム以下または、身体の養育が未熟なまま出生した1歳未満の乳児	こども家庭センター 85-7317	
	幼 児 期	◎ 保育料無償化	幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業に通う園児の保育料の無償化 ※私立幼稚園は入園料を含めて 月額上限 25,700円	・幼稚園籍の満3～5歳児クラスの園児 ・保育園籍の3～5歳児クラスの園児 ・保育園籍の0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の園児 ・第2子以降の園児	保育課 事業係(幼稚園籍) 保育係(保育園籍) 20-3038
国が定める基準を満たす認可外保育施設に通う園児の保育料の無償化 月額上限 42,000円 0～2歳児クラス(月額上限 37,000円) 3～5歳児クラス 月額上限 42,000円 月額上限 37,000円			国が定める基準を満たす認可外保育施設を利用する園児(保育の必要性の認定を受けた方) ・0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の園児 ・3～5歳児クラスの園児 ・第2子以降の園児の保育料・副食費の無償化 (R6.10～市独自の制度)	保育課 保育係 20-3038	
◎ 副食費無償化		幼稚園、認可保育所、認定こども園に通う園児の副食費の無償化 月額上限4,700円	・年収360万円未満相当の世帯の満3～5歳児クラスの園児 ・第2子以降の園児 (R6.10～市独自に対象者を拡充)	保育課 事業係(幼稚園籍) 保育係(保育園籍) 20-3038	
◎ 幼稚園籍の預かり保育料の無償化		「保育の必要性」がある満3～5歳児クラスの園児が幼稚園・認定こども園の教育時間を超過して利用する場合の預かり保育料が月額上限まで無償 月額上限 日額450円×利用日数	・住民税非課税世帯の満3歳児クラスの園児 ・3～5歳児クラスの園児	保育課 事業係 20-3038	

	制度等の名称	内 容	対 象 等	問い合わせ先	二次元コード
教 育 期	◎ 就学援助制度	経済的理由により、小・中学校及び義務教育学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費・修学旅行費・学校給食費・医療費等を援助しています。(援助額上限有)	・佐野市に居住し、佐野市内の小中義務教育学校に通っている児童生徒の保護者 ・佐野市で定めた所得基準額を超えない世帯	学校教育課 学務係 20-3107	
	◎ 資格試験等受験料助成	113の全ての国家資格、准看護師の栃木県1資格、日本商工会議所簿記検定1級から3級、TOEICの資格試験等の受験料の全額助成 ※対象の国家資格は要問い合わせ	中学校・義務教育学校（後期課程に限る）・高等学校・中等教育学校・大学（大学院及び短期大学含む）・高等専門学校・専修学校等の生徒、学生で、佐野市の住民基本台帳に登録がある等	教育総務課 総務係 20-3106	
ひとり親家庭への支援	児童扶養手当	父母の離婚、死亡等によって、父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が重度の障害の状態にある児童が心身ともに健やかに育成されることを目的に支給	日本国内に住所があって、父母が婚姻を解消した児童などを監護している父、母または父母に代わって児童を養育している人（所得制限あり）	こども課 こども支援係 20-3023	
	遺児手当	市内に住所があり、父母のどちらかまたは両親が死亡した児童を養育している方に、児童1人について月額3,000円を支給する	・児童の父または母で、配偶者がいない方 ・父母以外で、児童と同居し、監護・生計を維持している方（所得制限あり）	こども課 こども支援係 20-3023	
	ひとり親家庭医療補助成	ひとり親家庭の方が医療機関にかかった場合、保険診療の一部負担金を市が助成する制度 ※薬局を除く医療機関ごとに月500円の自己負担あり	佐野市に住民登録があり、18歳に達して最初の3月31日までの子どもを監護・養育している方で健康保険に加入している方（所得制限あり）	こども課 こども支援係 20-3023	
障 が い の あ る 子 へ の 支 援	特別児童扶養手当	内部障がいを除く身体障害者手帳1～4級(4級は一部該当)または療育手帳A1～B1の方を扶養している方(内部障がいについては所定の診断書により認定されず)に対し、手当を支給	20歳未満で、心身に障がいのある在宅の児童を養育している父母または養育者	障がい福祉課 障がい福祉係 20-3025	
	障害児福祉手当	重度の障がいがあるため、常時の介護を必要とする施設に入所していない児童に対し、手当を支給	20歳未満で、主に身体障害者手帳1～2級程度、または最重度の知的障害のある児童	障がい福祉課 障がい福祉係 20-3025	
	自立支援医療（育成）	疾患や身体に障がいのある児童に対し、指定自立支援医療機関で手術などを受け機能回復が十分に期待できる場合に、保険診療の自己負担分の一部を公費で負担	18歳未満	障がい福祉課 障がい福祉係 20-3025	
	児童発達支援等の無償化	就学前の障害児を支援するため、児童発達支援等について、利用者負担を無償化	満3歳になって初めての4月1日から3年間	障がい福祉課 障がい福祉係 20-3025	
	児童発達支援等の多子軽減措置	児童発達支援等の負担上限月額割合が100分の5または0に軽減	児童通所支援を利用する未就学児が第2子以降である場合など	障がい福祉課 障がい福祉係 20-3025	
そ の 他 の 支 援	不妊治療費助成	保険診療適用外の不妊治療費の一部を助成 ・治療費の2分の1の額とし、1年度あたり15万円を限度とする ・申請は1年度の治療費あたり1回とし、5回まで(原則、不妊治療が終了した日の属する年度内)	・婚姻中のご夫婦で、申請の1年以上前から佐野市に住民登録をしている方 ・市税を滞納していない方 ・夫婦ともに国民健康保険、社会保険等の医療保険に加入している方	こども家庭センター 85-7317	
	不育症治療費助成	保険診療適用外の不育治療費の一部を助成 ・治療費の2分の1の額とし、1年度あたり30万円を限度とする ・申請は1年度の治療費あたり1回とし、5回まで(原則、不妊治療が終了した日の属する年度内)	・婚姻中のご夫婦で、申請の1年以上前から佐野市に住民登録をしている方 ・市税を滞納していない方 ・夫婦ともに国民健康保険、社会保険等の医療保険に加入している方	こども家庭センター 85-7317	

佐野ブランドキャラクターさのまる ©佐野市



赤ちゃんの駅

乳幼児を連れた方が気軽に外出できるように、おむつ替えや授乳のために立ち寄れる公共・民間施設を「赤ちゃんの駅」として登録しています。

こども課 こども育成係
TEL 20-3023



ファミリー・サポート・センターさの

お子さんの預かりや送迎などを行います。子育ての「援助をしてほしい人」と「援助のできる人」を結びます。
※ご利用には、会員登録が必要です

TEL 22-0115
(佐野市総合福祉センター内)



佐野市はSDGs（持続可能な開発目標）を推進しています。